

様式第1号(第2条、第3条関係)

風致地区内行為 許可申請書

(あて先) 大津市長		年 月 日		
申請者 協議者 住所 氏名		電話		
代理人 住所 氏名		電話		
風致地区内で行為をしようとするので、次のとおり		許可申請 協議 します。		
1 行為の種類	(ア) 建築物等の新築、改築、増築、移転 (イ) 土地形質の変更() (ウ) 木竹の伐採 (エ) 土石の類の採取 (オ) 水面の埋立、干拓 (カ) 建築物等の色彩変更 (キ) 屋外における土石等の堆積			
2 行為の所在地	()風致地区			
3 地目	5 区域			
4 面積				
		(ア) 市街化区域 (イ) 市街化調整区域		
6 行為の目的及び理由				
7 行為期間	年 月 日から 年 月 日まで			
8 他法令の許認可状況	法令	申請年月日	許可年月日	許認可番号
	都市計画法 第29条 第43条			
	自然公園法 第 条			
	建築基準法 第 条			
※ 大津市指令 第 号 本件風致地区内行為は、大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定に基づき次の条件を付して許可 します。 年 月 日 大津市長 許可条件				

注 1 代理人のある場合は、委任状を添付してください。
2 住所及び行為の所在地については、番地まで記入してください。
3 行為の種類及び区域については、該当するものの記号を○印で囲んでください。
4 ※欄は記入しないでください。

建築物設計明細書

1 構 造	(仮設 永久) (地上 地下) (新築 増築 改築 移転) 造 階建			
2 用 途				
3 建 ぺ い 率	敷 地 面 積 (A)	m ²	4 最 高 棟 高	m
	申 請 建 築 面 積 (B)	m ²	5 最 短 距 離	道路界 m
	既 存 建 築 面 積 (C)	m ²		隣地界 m
	建ぺい 率 $\frac{(B)+(C)}{(A)}$	%		
6 緑 地 率	木竹が保全され、 又は適切な植栽 が行われる土地の 面積 (D)	m ²	緑 地 率 $\frac{(D)}{(A)}$	%
7 色 彩 及 び 材 料	色 材料 屋 根 (明るい・普通・暗い)			
	色 材料 外 壁 面 (明るい・普通・暗い)			
8 設 計 者	住 所 氏 名 電 話			

注 1 構造については、建築基準法によるとともに、該当するものを○印で囲んでください。

2 緑地率については、新築の場合に記入してください。

3 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の算出の明細書及び植栽計画図を添付してください。

4 色彩については、明度を○印で囲むとともに、色彩を記載してください。

5 材料については、塗料材料及び使用材料を記載してください。

6 改築又は移転の場合は、改築又は移転前の設計明細書を添付してください。

風致地区内行為完了・廃止届出書

(あて先) 大津市長 届出者 住所 氏名 電話 風致地区内行為を完了(廃止)したので、次のとおり届け出ます。		年 月 日		
1	許可年月日 許可番号	大津市指令	年第	月 日号
2	許可を受けた行為			
3	行為地			
4	行為着手・ 完了月 廃止日	着手完了 廃止	年年年 月月月 月月月	日 日 日
5	備考			

注 廃止の場合は、備考欄にその理由を記載してください。

風致地区内行為実施状況等報告書

年 月 日

(あて先)
大津市長

報告者

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定に基づき次のとおり報告いたします。
なお、この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

1	行 為 の 場 所			
2	建築主(行為者)の住所・氏名	電話		
3	代理人の住所・氏名	電話		
4	工事監理者の住所・氏名事務所登録	電話 ()建築士事務所 ()知事登録 第 号		
5	施工者の住所・氏名建設業登録	電話 建設業の許可 大臣・()知事 第 号		
6	風致許可証番号その他の許可番号	・ 年 月 日 大津市指令 第 号 ・ 号		
7	用 途 地 域		8 高 度 地 区	第 種高度地区
9	そ の 他 の 区 域			
10	敷 地 面 積 と の 比	建ぺい率	%	容積率 %
11 現 況 調 査 結 果	建築等行為		造成等行為	
	構 造	造	目的(用途)	
	階 数	地上 階、地下 階		
	高 さ	m	進 捗 状 況	
	用 途		土地所有者	・自己 ・()
	敷地面積	m ²	面 積	m ²
	建築面積	m ²	地 目	
	外壁後退	道路 m、隣地 m		

注 県条例第7条第1項の規定により報告を求める場合は、この様式中「大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例第8条第1項」とあるのは、「滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例第7条第1項」とする。